

第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ



子どもにとっての読書活動の意義

子どもは、身近な人のぬくもりを感じながら本にふれ、本と出会います。そして、さまざまな体験や学習を通して、言葉を学び、自ら本を読む喜びを知ります。やがて成長していく中で、さまざまな本に出会い、さまざまな世界を知り、ときには読書を通して深く自分を見つめることもあるでしょう。

読書は、子どもの想像力を育み、心を豊かなものとしてくれます。子どもは、読書による体験を通して、自分が体験したことをより深く知ったり、未体験のことや未知の世界・物事を体感したりすることができるようになります。また、読書を通じて、自分を表現する力や周囲とのコミュニケーションの力が高められることが期待されます。

2001年（平成13年）に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条では、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると謳われています。

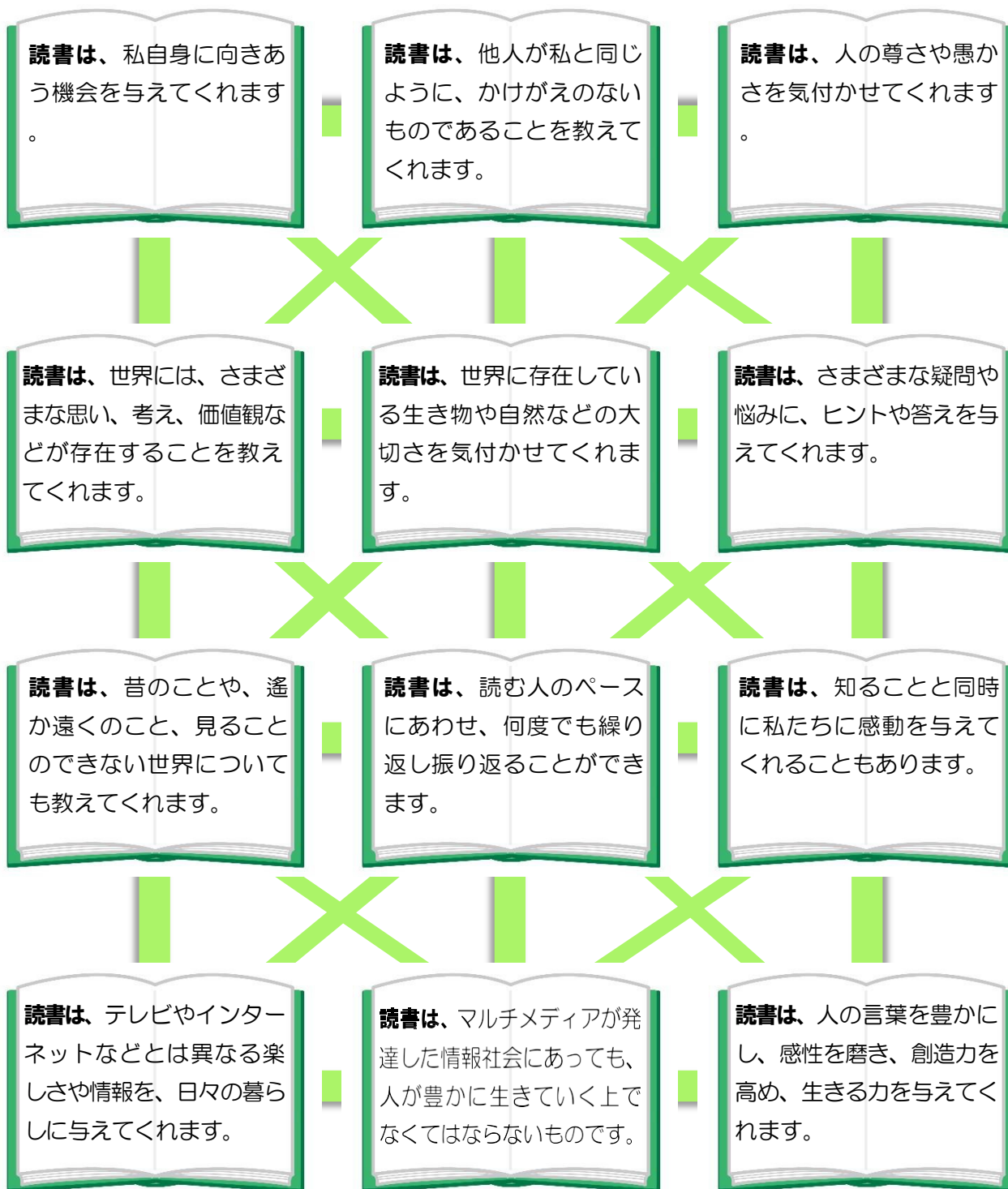
子どもは一日一日が成長の過程にあります。そのため、一人ひとりの発達段階にあったさまざまな読書活動が自由にできるよう、環境を整備し、機会を提供していくことが必要です。子どもが読書を楽しみ、習慣化していくためには、本を手渡し、読書の楽しさを伝えていく大人の存在が重要です。子どもから大人まで、すべての市民が、それぞれのライフステージにあわせた読書活動を楽しんで行うことができるように、社会全体が読書活動に興味をもち、子どもの読書活動を支える環境があることも必要です。

次代を担う子どもたちが、読書の喜びに出会い豊かな体験をすることで、自ら読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付け、「考える力」や「感性」を育み、健やかで心豊かに成長することは社会の願いです。そのためには、強制や干渉によるのではなく、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で積極的に子どもの読書を支えることが重要です。子どもが読書に親しめる機会や環境の整備を推進していくことは、子どもたちを取り巻く周りの大人や社会全体に課せられた大きな責務です。

図表 1 「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。

読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。



図表 2 子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】 《 読書活動に関わる特徴 》 《 必要な働きかけ 》

妊娠期

乳幼児期(0~5歳)

- 乳児期は、保護者や周囲の大人からの「語りかけ」を通して心と言葉が生まれ、安心感や信頼感が築かれます。
- 幼児期は、自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。「絵本」等に興味をもち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

- ◇ 家庭では、保護者をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大切です。
- ◇ 「おはなし会*1」等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から市民図書館・市民図書室等と一緒に利用したりするなど、子どもが本にれる機会をできるだけ多くつくってあげることが大切です。

小学生期(6~12歳)

- 小学校低学年は、保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。
- 小学校高学年になると、興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。

- ◇ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者も読書に親ようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大切です。
- ◇ 学校図書館や市民図書館等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。
- ◇ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。

中学生・高校生期(13~18歳)

- 中学生・高校生期*2では、本とのつきあい方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。
- 一方で、学業や部活動など時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。

- ◇ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった「本」との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。
- ◇ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンス*3や読書相談、情報提供等が必要です。
- ◇ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校図書館や市民図書館、地域の施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながるができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

* 1 おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアが本の読み聞かせ等を行うことです。
 * 2 高校生期：この計画では、中学校を卒業し、おおむね18歳までの子どものことを指します。
 * 3 レファレンス：図書館の利用者に対して、依頼された必要な資料や情報を提供することです。

2

子ども読書活動推進計画(第3次計画)の位置づけ

(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向

社会状況の変化により、子どもと家庭をめぐる状況も変化し続けています。21世紀に入り、情報化社会における多様なメディアの発達・普及とともに、幼児期からの読書習慣の未形成等による子どもの「読書離れ」も指摘されてきました。そうした状況の中で、子どもの読書活動の重要性を認識し、子どもの読書活動を支援するために、国は、2000年(平成12年)を「子ども読書年」と決めました。さらに、2001年(平成13年)12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行して、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めるなど、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。

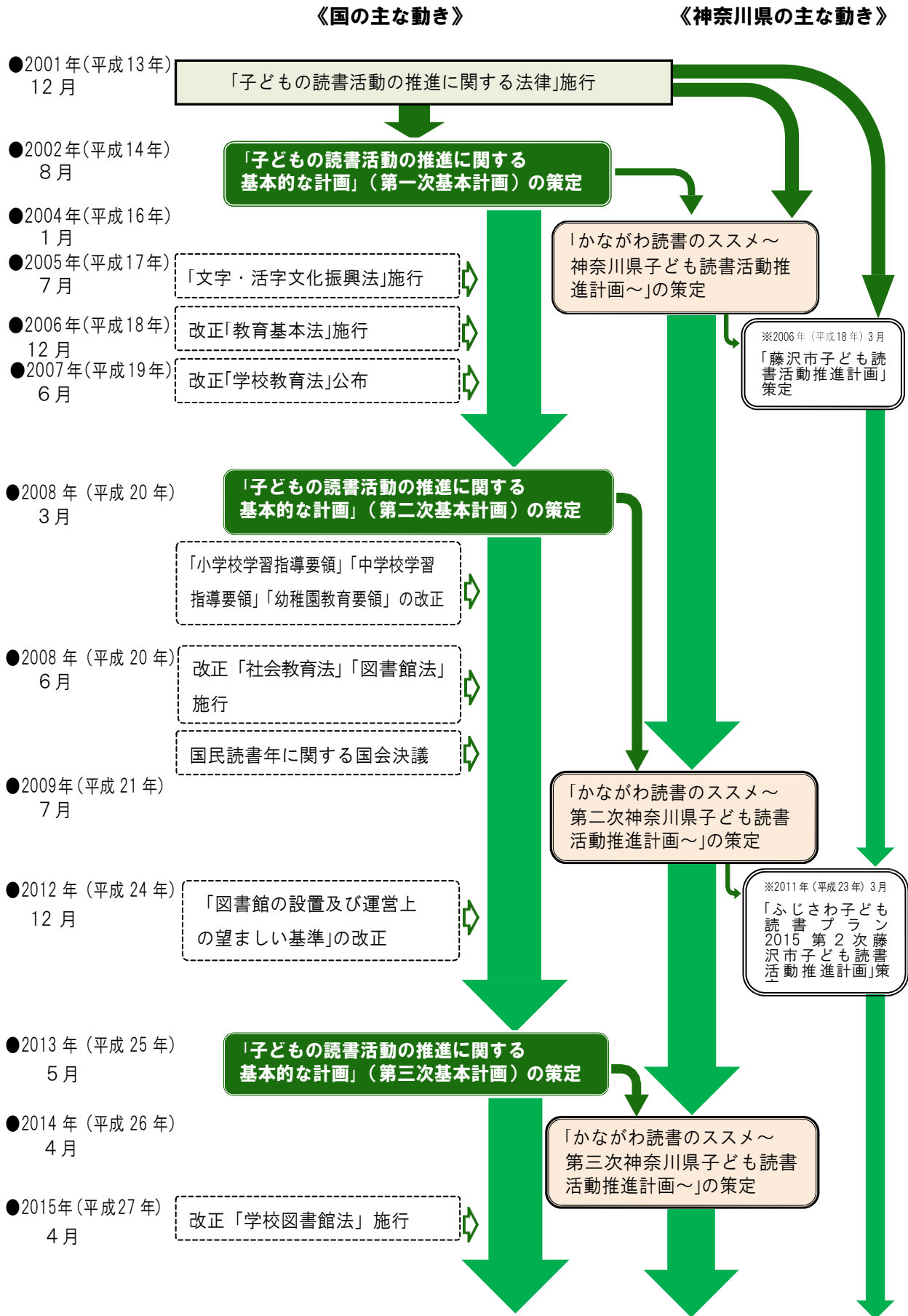
「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行後、「文字・活字文化振興法」(2005年(平成17年)7月)、改正「教育基本法」(2006年(平成18年)12月)、改正「学校教育法」(2007年(平成19年)6月)、改正「社会教育法」「図書館法」(2008年(平成20年)6月)、改正「学校図書館法」(2015年(平成27年)4月)が相次いで公布・施行されるなど、子どもの読書活動をめぐる法律面での整備が進められてきました。この間、国は三度にわたり「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定して、子どもの読書活動に関する意義を普及するとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組や、子どもの読書活動を支える環境の整備を進めています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて子どもの読書活動の推進に関する施策を策定・実施することとされています。また、都道府県、市町村内の子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、子ども読書活動推進計画を定めることを求めています。

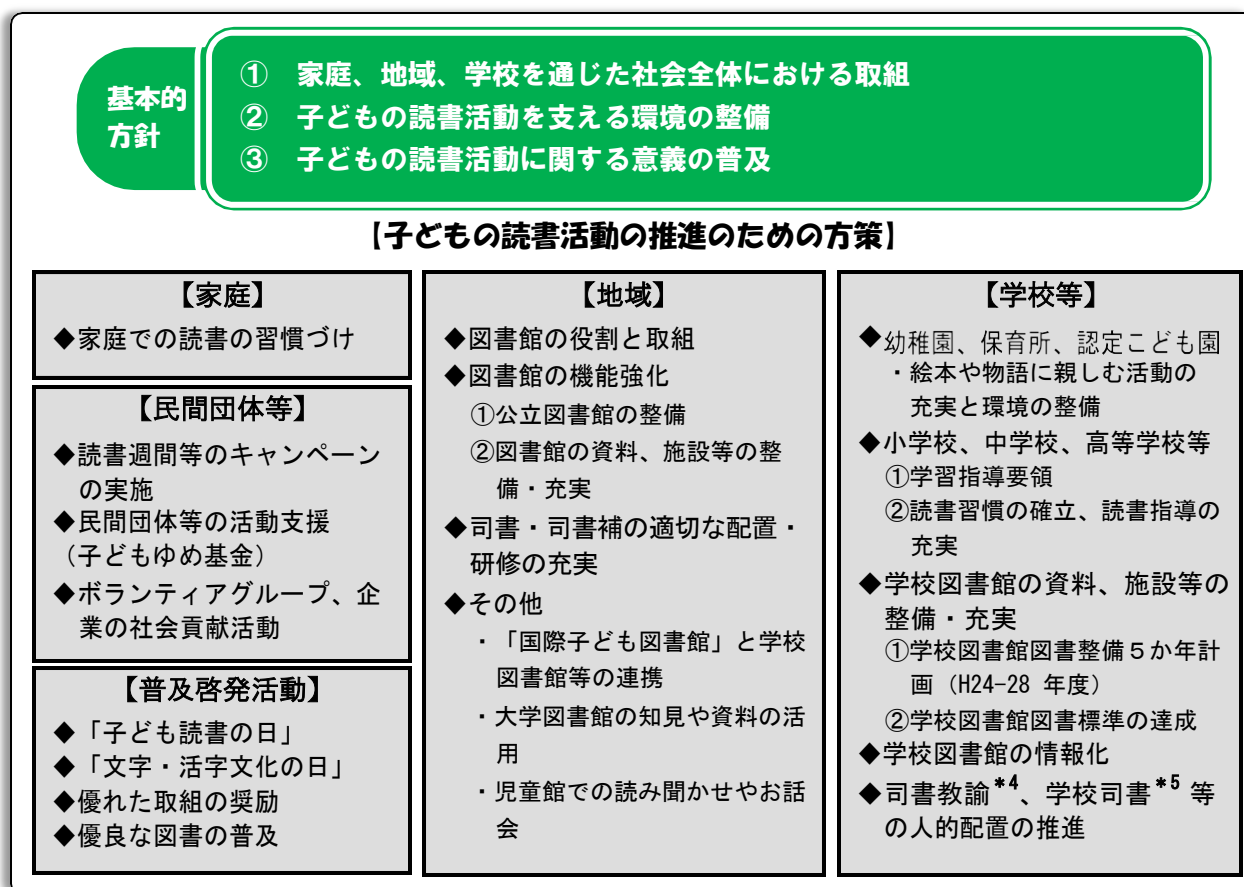
神奈川県では、2004年(平成16年)1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を、2009年(平成21年)7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定してさまざまな施策に取り組んできました。2014年(平成26年)4月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画)やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後おおむね5年間の施策の具体的な方向を示す「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。

このような子どもと読書に関わる国や神奈川県の動向をまとめると、次のとおりとなります。

図表 3 「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県の取組



図表 4 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の概要



▼文部科学省資料より作成

* 4 司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のこと。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。

* 5 学校司書：司書教諭とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のこと。2015年（平成27年）4月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

図表 5 かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～の概要

スローガン 「いつも そばに 一冊の本を」

～本との出会い、本から拓く 心のつながりを大切に～

めざす子どもの姿

- 本との出会いを楽しみにする子
- 本から学び、知ることの喜びを感じる子
- 本を生活に活かし、伝えることができる子

- 基本** ① 子どもが読書に親しむための人づくり
 ② 子どもが読書に親しむための環境づくり
- 方針** ③ 子どもの読書活動を推進するための普及啓発

【具体的方策】

「家庭」「地域」「学校等」「関係機関・団体等」「普及啓発」の5つの柱のもと、66の施策を推進。

重点取組「子どもと本とをつなぐ」プロジェクト

- | | |
|--------------------|---------------|
| ①ファミリー読書の推進 | ②ブックリストの作成と活用 |
| ③読書ボランティアの養成支援 | ④学校図書館の利用の促進 |
| ⑤関係機関・団体等の協働・連携の促進 | |

▼神奈川県資料より作成

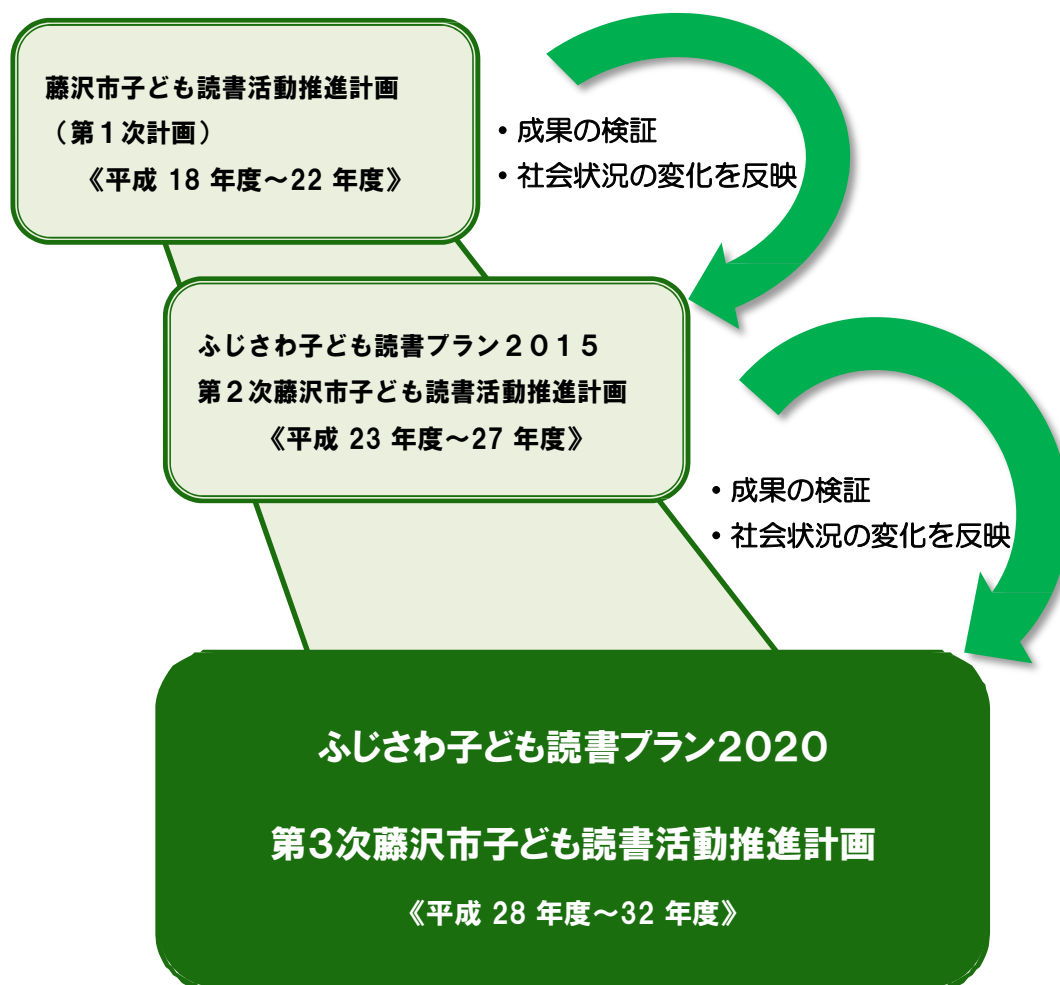


(2) 計画策定の目的

本市では、国・県の計画策定を受けて、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（第1次計画；2006年（平成18年）3月）、「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」（2011年（平成23年）3月。以下「第2次計画」という）を策定し、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮しながら、さまざまな取組を進めてきました。

今般、第2次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かに整えるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン2020 第3次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という）を策定するものです。

図表 6 本市の子ども読書活動推進計画策定の軌跡

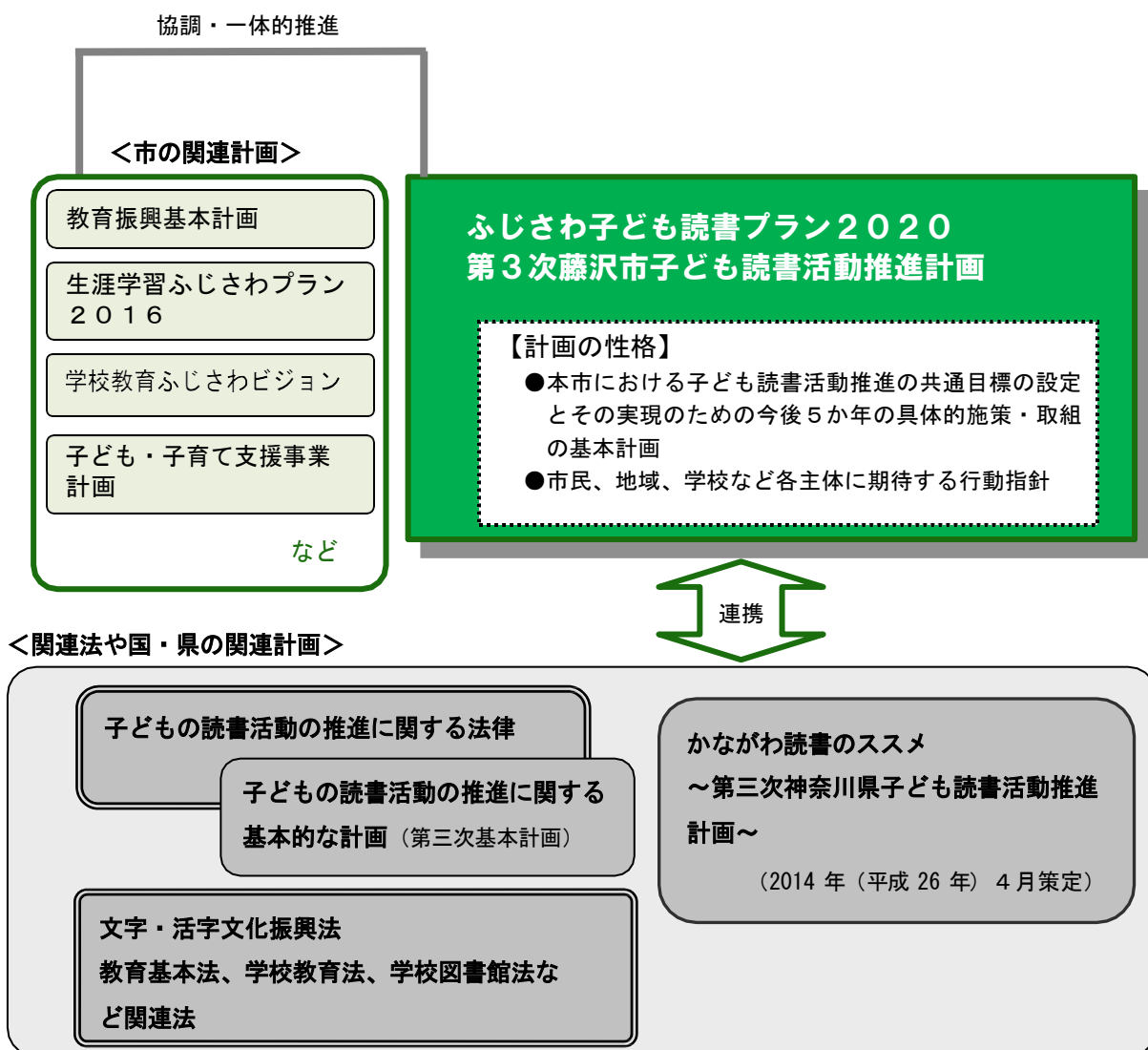


(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画です。また、子どもの読書活動の推進に関する本市の「第3次計画」として、市全体が取り組むべき共通の目標を掲げるとともに、その実現に向けた行政推進の基本方針として具体的な施策の方向や取組内容を示すものです。そのため、「藤沢市教育振興基本計画」をはじめ、本市の他の関連する計画との整合性を確保するとともに、施策・事業間の調整・連携を図るものとします。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（2013年（平成25年）5月策定）や神奈川県「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2014年（平成26年）4月策定）との整合にも配慮するとともに、第2次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。

図表 7 計画の位置づけと性格



(4) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

(5) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

